

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 24
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 藤本 欣伸
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】	平成24年10月23日
【提出日】	平成24年10月25日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有株券に関する質権設定契約の解除

(注) 本変更報告書は、共同保有者に関する事項については、平成24年10月16日付で提出された株式会社あおぞら銀行の変更報告書No. 12により判明した情報に基づき、提出者が了知している範囲で記載しております。

## 第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社あおぞら銀行
証券コード	8304
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2 【提出者に関する事項】

### 1 【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1) 【提出者の概要】

##### 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー (Cerberus NCB Acquisition, L.P.)
住所又は本店所在地	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、 ウォーカー・ハウス、メアリー・ストリート87、ジョージ・タウン、グランド ・ケイマンKY1-9005、ケイマン諸島  (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成12年2月8日
代表者氏名	マーク・エイ・ネポラント (Mark A. Neporent)
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるサーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー (Cerberus Aozora GP LLC) のマネージング・メンバーであるサーベラス・ジャパン・インベストメント・エルエルシー (Cerberus Japan Investment LLC) のマネージング・ディレクター
事業内容	投資業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	西村あさひ法律事務所 弁護士 小張 裕司
電話番号	03-5562-9033

## (2) 【保有目的】

長期保有
------

## (3) 【重要提案行為等】

--

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	729,030,000		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 729,030,000	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T	729,030,000	
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年10月23日現在)	V	1,888,798,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		38.60%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		38.60%

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成24年10月9日	株券(普通株券)	92,439,000	4.89%	市場外	処分	247円

(注) 平成24年10月9日に処分した普通株券92,439,000株は、ToSTNeT-3により処分したものです。

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

## 1. サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー 第4回修正・改訂リミテッド・パートナーシップ契約書

提出者については、ケイマン法に基づき、平成24年9月5日付で、サーベラス・アオゾラ・ジービー・エルエルシーをジェネラル・パートナーとし、下記の者をリミテッド・パートナーとするリミテッド・パートナーシップ契約が締結されている。当該契約に基づく各リミテッド・パートナーの出資割合は下記のとおりである。

リミテッド・パートナー	マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィ (Marco Polo Investment B.V.)	20.0615%
リミテッド・パートナー	エレファント・キャピタル・ビーヴィ (Elephant Capital B.V.)	17.6584%
リミテッド・パートナー	エフィー・キャピタル・ビーヴィ (FE Capital B.V.)	21.2642%
リミテッド・パートナー	シーエイ・リミテッド・ビーヴィ (CA Limited B.V.)	18.0791%
リミテッド・パートナー	エムピー・ファイナンス・ビーヴィ (MP Finance B.V.)	14.8839%
リミテッド・パートナー	エヌシービー・ワラント・ホールディングス・ツー・ビーヴィ (NCB Warrant Holdings II B.V.)	7.8529%

## 2. 株券上への質権設定契約の解除(平成24年10月23日付)

(1) 契約の日付	平成23年4月7日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	ナティクシス・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシー (Natixis Financial Products LLC)
(4) 質権の対象となる株式数	54,858,578株

## 3. 株券上への質権設定契約の解除(平成24年10月23日付)

(1) 契約の日付	平成23年4月7日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International PLC.)
(4) 質権の対象となる株式数	54,858,578株

## 4. 株券上への質権設定契約の解除(平成24年10月23日付)

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 契約の日付       | 平成23年4月7日             |
| (2) 契約の内容       | 提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定 |
| (3) 契約の相手方      | 株式会社新生銀行              |
| (4) 質権の対象となる株式数 | 329,151,418株          |

## 5. 株券上への質権設定契約の解除(平成24年10月23日付)

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 契約の日付       | 平成23年4月7日             |
| (2) 契約の内容       | 提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定 |
| (3) 契約の相手方      | 株式会社三井住友銀行            |
| (4) 質権の対象となる株式数 | 52,475,464株           |

## 6. 株券上への質権設定契約の解除(平成24年10月23日付)

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 契約の日付       | 平成23年4月7日             |
| (2) 契約の内容       | 提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定 |
| (3) 契約の相手方      | 株式会社東京スター銀行           |
| (4) 質権の対象となる株式数 | 60,041,654株           |

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	123,392,262
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	123,392,262

(注) 自己資金額は、処分前の1株券等あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を、処分前の自己資金額から差し引いた金額を記載しております。







### 第3 【共同保有者に関する事項】

#### 1 【共同保有者 / 1】

##### (1) 【共同保有者の概要】

###### 【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社あおぞら銀行
住所又は本店所在地	東京都千代田区九段南一丁目3番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

###### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

###### 【法人の場合】

設立年月日	昭和32年4月1日
代表者氏名	馬場信輔
代表者役職	取締役社長
事業内容	銀行業

###### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経営企画部総務課長 春井 克公
電話番号	03-3263-1111(大代表)

##### (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

###### 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	340,003,171		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I

対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	340,003,171	P
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		340,003,171
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年10月23日現在)	V	1,888,798,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		18.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		18.00%

(注) 上記「(2)上記共同保有者の保有株券等の内訳」については、平成24年10月16日付で提出された株式会社あおぞら銀行の変  
更報告書No.12により判明した情報に基づき、提出者が了知している範囲で記載しております。

## 第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1 【提出者及び共同保有者】

1. サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー (Cerberus NCB Acquisition, L.P.)2. 株式会社あおぞら銀行

## 2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,069,033,171		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,069,033,171	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	1,069,033,171	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

## (2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年10月23日現在)	V	1,888,798,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) ( $T / (U + V) \times 100$ )		56.60%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		56.60%

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
サーベラス エヌシーピー アクイジ ション エルピー	729,030,000	38.60%
株式会社あおぞら銀行	340,003,171	18.00%
合 計	1,069,033,171	56.60%

(注) 上記「2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳」のうち、共同保有者に関する事項については、平成24年10月16日付で提出された株式会社あおぞら銀行の変更報告書No.12により判明した情報に基づき、提出者が了知している範囲で記載しております。